

福岡県公安委員会 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成24年10月18日福岡県公安委員会発第673号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務
所管課名	福岡県公安委員会
個人の類型	警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者
目的外利用・提供の概要	県民等利用者の保護を図るため、一定の行政処分を受けた警備業及び探偵業事業者に関する情報について、福岡県警察本部へ行政処分票を備付けるとともに、インターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（行政処分票閲覧者及びインターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務
所管課名	福岡県公安委員会
事務の目的	県民等利用者の保護を図るため、一定の行政処分を受けた警備業及び探偵業事業者に関する情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
識別される個人の類型	警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく一定の行政処分を受けた事業者
提供する個人情報の種類	認定証又は届出証明書の番号、所在地、氏名又は名称、代表者名及び処分に係る事実概要
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

